



低所得世帯への支援のための給付と定額減税の全体像

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、以下A～Cの方を対象に、一連の給付を行います。

※定額減税に関することは、各種ホームページをご確認ください。

■ 北九州市における給付金等 実施のイメージ

給付 減税	対象	令和5年度	夏頃	令和6年度	④(3)令和6年度こども加算 【基準日】令和6年6月3日(予定)
	【A】 住民税 非課税世帯	1/29～ 順次 1世帯 7万円 追加給付 ① 3/29～ 順次 ③ こども加算 (児童1人あたり5万円) 申請期限 4/30 申請期限 6/30 令和5年度住民税情報等をもとに給付	令和5年度の給付①、③対象世帯は 令和6年度の給付対象ではありません	新たに住民税非課税となる世帯 できる限り早期 (時期未定) ▶▶▶ 1世帯 10万円 給付 こども加算 (児童1人あたり5万円) 令和6年度住民税情報等をもとに給付	
	【B】 住民税 均等割のみ 課税世帯	3/1～ 順次 1世帯 10万円 給付 ② 3/29～ 順次 ③ こども加算 (児童1人あたり5万円) 申請期限 4/30 申請期限 6/30 ①令和5年度非課税給付 ②令和5年度均等割のみ課税給付 ③令和5年度こども加算 【基準日】令和5年12月1日		新たに住民税均等割のみ課税となる世帯 できる限り早期 (時期未定) ▶▶▶ 1世帯 10万円 給付 こども加算 (児童1人あたり5万円)	
	【C】 定額減税 しきれないと 見込まれる方			できる限り早期 (時期未定) ▶▶▶ 初回減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、 令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付 1人 1万円単位(切上げ)で 差額を給付	⑤ 調整給付 【基準日】 令和6年6月3日 (予定)
	【D】 住民税所得割 又は 所得税納税者			給与所得者は原則6月～ 予定納税、年末調整、確定申告など順次 定額減税 1人 4万円 × (本人+扶養親族) ※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円	

④(1)令和6年度非課税化給付
④(2)令和6年度均等割のみ課税化給付
④(3)令和6年度こども加算
【基準日】令和6年6月3日(予定)

⑤ 調整給付
【基準日】
令和6年6月3日(予定)

上記の①～③の給付について、相談を受け付けています。

※令和6年度の給付金については、スケジュール等詳細が決まり次第、ホームページや市政だよりでお知らせします。

【お問い合わせ先】

北九州市重点支援給付金コールセンター

・電話番号(フリーダイヤル):0120-034-553

・受付時間:平日(午前9時から午後5時まで)(注)土曜日・日曜日・祝日を除く